

定 款

小松ウォール工業株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、小松ウォール工業株式会社と称し、英文では、KOMATSU WALL INDUSTRY CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. スチールおよびアルミニューム製品の製造、販売ならびに工事施工
2. 室内装備品の販売および設計施工
3. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を石川県小松市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査等委員会および会計監査人の機関を置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、5,000 万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利
4. 第12条に定める請求をする権利

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(単元未満株式の買増し)

第12条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に、隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第15条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれに當る。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、10名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第20条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。
- ④ 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第21条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- ② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長若干名を選定することができる。

(取締役会の招集者および議長)

第23条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれに当る。
- ③ 前二項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第24条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- ② 当会社の取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 当会社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

- ② 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第27条 当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第28条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 当会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- ② 当会社の監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第32条 当会社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

- ② 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

(監査等委員会規則)

第33条 当会社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第35条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

- ② 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
③ 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役であった者の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。

(附則の削除)

第2条 前条および本条は、2026年6月24日をもって削除する。

昭和 44 年 4 月 24 日改訂
昭和 45 年 7 月 11 日改訂
昭和 47 年 7 月 1 日改訂
昭和 49 年 2 月 18 日改訂
昭和 49 年 5 月 7 日改訂
昭和 49 年 12 月 28 日改訂
昭和 50 年 3 月 1 日改訂
昭和 51 年 3 月 6 日改訂
昭和 52 年 6 月 27 日改訂
昭和 59 年 3 月 4 日改訂
昭和 62 年 3 月 7 日改訂
昭和 63 年 3 月 20 日改訂
平成 元年 3 月 17 日改訂
平成 2 年 3 月 15 日改訂
平成 3 年 6 月 27 日改訂
平成 4 年 6 月 26 日改訂
平成 6 年 6 月 29 日改訂
平成 9 年 6 月 27 日改訂
平成 13 年 6 月 27 日改訂
平成 14 年 6 月 26 日改訂
平成 15 年 6 月 25 日改訂
平成 17 年 6 月 24 日改訂
平成 18 年 6 月 23 日改訂
平成 21 年 6 月 25 日改訂
平成 23 年 6 月 23 日改訂
平成 27 年 6 月 25 日改訂
平成 28 年 6 月 24 日改訂
令和 4 年 6 月 23 日改訂
令和 6 年 10 月 1 日改訂